

改正

平成23年10月11日教育委員会規則第5号

泉南市スポーツ推進委員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、市民のスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 市民の求めに応じて、スポーツの実技及び理論の指導を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ関係団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (5) 市民に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに市民に対する指導及び助言を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 教育委員会は、特別の理由があるときは、第1項の期間中においても委員を解職することができる。

(服務)

第5条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

- 2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例及び教育委員会規則等に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に委員として任命されている者は、委員として引き続き在任するものとし、その任期は、既に任命された期間の残任期間とする。

附 則 (平成23年10月11日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。